



令和2年12月25日付けの消防関係法令改正により、各種申請書及び届出書の印マークが削除されました。この改正により、**申請者または届出者**の押印が不要となります。

また、当組合火災予防条例施行規則等が改正され、当組合の届出および申請の一部様式についても押印が削除されています。

これに伴い、当組合のホームページからダウンロードができる様式を改正します。

新しい様式については、令和3年4月1日より「**申請書・届出**」からダウンロードできます。

今回の改正により押印が省略された様式は「申請書・届出」ページ内の下記の項目です。

- (1) 消防用設備等関係
- (2) 防火管理関係
- (3) 自衛消防組織・防災管理関係
- (4) 火災予防条例関係（令和3年4月1日施行）
- (5) 危険物関係

※ その他の様式につきましては、順次改正いたします。

押印省略に係るQ & A

- | |
|---|
| Q 1 「印」のある旧様式で書類を作成しました。作り直す必要はありますか？ |
| A 1 旧様式でも、当分の間は受付いたします。 |
| Q 2 書類に押印しました。受付できますか？ |
| A 2 押印があっても受付可能です。 |
| Q 3 押印の代わりに署名は必要ですか？ |
| A 3 不要とした押印に代わり、申請・届出者の自署を求めるものではありません。 |

ご不明な点は、消防本部予防課又は設置する場所を管轄する各消防署へご相談ください。

問合せ先	消防本部予防課	0242-59-1403		
	会津若松消防署	0242-25-1205	会津坂下消防署	0242-84-2119
	猪苗代消防署	0242-62-4433	会津美里消防署	0242-54-3934